

愛知県における処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件の取扱方針について
(保育所・地域型保育事業所用)

2023年1月24日 制定

2024年2月14日 改正

愛知県福祉局子育て支援課

※政令指定都市・中核市所在の施設は、市の取扱いによる。

1. 処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件に該当する研修

- (1) 保育士等キャリアアップ研修
- (2) 教員免許状更新講習（一定の条件を満たすものに限る）

なお、2017年度（平成29年度）以降に受講したのものとする。ただし、専門性の向上を図る制度の趣旨を踏まえ、最新の研修を積極的に受講すること。

また、加算対象職員は、処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善を受ける月の前月までに研修修了要件通知に定める研修を修了する必要がある。

2. 対象者及び修了すべき研修分野

- (1) 保育士等キャリアアップ研修

研修分野		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
専門分野別研修	①乳児保育	専門分野別研修のうち、3以上の研修分野	専門分野別研修のうち、4以上の研修分野	専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野
	②幼児教育			
	③障害児保育			
	④食育・アレルギー対応			
	⑤保健衛生・安全対策			
	⑥保護者支援・子育て支援			
マネジメント	必須	×（注1）	×（注1）	
保育実践	×（注1）	×（注1）	×（注1）	

（注1）2019年度（令和元年度）までの研修修了に限り、「専門分野別研修」として取り扱うことができる。ただし、他の専門分野別研修を1つ以上受講することが望ましい。

3. 旧免許状更新講習について

- (1) 幼稚園教諭免許状の更新講習

幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習（旧免許状更新講習）のうち、保育士等キャリアアップ研修ガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」の各分野の「ねらい」と「内容」を満たし、かつ、同一分野を15時間以上修了している場合は、当該研修分野に係る専門分野別研修を修了したものとみなす。（原則として「幼児教育」分野を修了したものとみなす。）

ただし、専門性の向上を図る制度の趣旨を踏まえ、保育士等キャリアアップ研修を積極的に受講すること。

4. 研修修了要件の確認方法（2023年度から段階的に必須化される。）

処遇改善等加算Ⅱの申請時に以下のものを添付すること。

(1) 処遇改善等加算Ⅱ 研修受講歴一覧(保育所・地域型保育事業所用)(様式1)

(2) 様式1に記載された加算対象職員の研修修了を証明する書類の写し(※)

※ 過年度の処遇改善等加算Ⅱの申請時に提出済のものは、再度添付する必要はない。

(研修修了を証明する書類の例)

ア 保育士等キャリアアップ研修

- ・ 保育士等キャリアアップ研修修了証

イ 旧免許状更新講習（幼稚園教諭免許状を更新したことが証明できる書類）

- ・ 大学等が発行する「更新講習修了（履修）証明書」
- ・ 教育委員会が発行する「有効期間更新証明書」、「更新講習修了確認証明書」又は「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書」
- ・ 受講した更新講習の「ねらい」と「内容」が分かる書類（幼児教育分野を修了したとみなす場合は不要。）

5. その他

(1) 保育士等キャリアアップ研修について

厚生労働省「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(H29.4.1)に沿って、各都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関（市町村（特別区を含む）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。）が実施する研修をいう。

なお、愛知県では以下の研修を実施している。

ア 「愛知県保育士等キャリアアップ研修」（愛知県知事名の修了証を交付）

イ 指定研修実施機関による保育士等キャリアアップ研修（指定研修実施機関代表者名の修了証を交付）

ア、イともに修了証の効力は同じであり、愛知県以外の都道府県で開催された保育士等キャリアアップ研修の修了証も有効である。

(2) 園内研修の取扱い

園内研修を受講した場合の取扱いについては、当面認めない。

(3) 取扱方針について

この方針は現時点のものであり、国通知・FAQ等により取扱いが変わる場合がある。